



発行 新潟県

第 85 号

平成24年10月30日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 44 新潟県災害対策本部規則の一部を改正する規則（危機対策課）
- 45 新潟県訓練手当支給規則の一部を改正する規則（職業能力開発課）

告 示

- 1293 鳥獣保護区の存続期間更新（環境企画課）
- 1294 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 1295 保安林の指定（治山課）
- 1296 保安林の指定（治山課）
- 1297 保安林の指定（治山課）
- 1298 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 1299 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 1300 土地改良区連合役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1301 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1302 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1303 換地処分（農地整備課）
- 1304 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1305 平成24年度地籍調査事業計画の変更（農村環境課）
- 1306 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 1307 公共測量の実施通知（監理課）
- 1308 公共測量の実施通知（監理課）
- 1309 公共測量の実施通知（監理課）
- 1310 道路の区域変更（道路管理課）
- 1311 道路の供用開始（道路管理課）
- 1312 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1313 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況（監査委員事務局）

教育委員会公告

平成25年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒の入学者選考（義務教育課）

平成25年度県立特別支援学校幼稚部・高等部の幼児、生徒募集（義務教育課）



新潟県災害対策本部規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第44号

新潟県災害対策本部規則の一部を改正する規則

新潟県災害対策本部規則（昭和41年新潟県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																														
<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 被災者救援部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">統括調整員</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">被災者情報管理班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">副班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">避難者対策班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">副班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">災害ボランティア調整班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">副班長</td></tr> </table> </div> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 生活再建支援部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">生活再建支援班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">副班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">住宅確保対策班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">副班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">事業再建支援班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">副班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">義援金受入配分班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">副班長</td></tr> </table> </div> <p>(7) (略)</p>	統括調整員	被災者情報管理班長	副班長	避難者対策班長	副班長	災害ボランティア調整班長	副班長	生活再建支援班長	副班長	住宅確保対策班長	副班長	事業再建支援班長	副班長	義援金受入配分班長	副班長	<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 被災者救援部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">統括調整員</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;"> </td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">避難者対策班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">副班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">住宅確保対策班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">副班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">災害ボランティア調整班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">副班長</td></tr> </table> </div> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 生活再建支援部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">生活再建支援班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">副班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;"> </td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">事業再建支援班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">副班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">義援金受入配分班長</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">副班長</td></tr> </table> </div> <p>(7) (略)</p>	統括調整員		避難者対策班長	副班長	住宅確保対策班長	副班長	災害ボランティア調整班長	副班長	生活再建支援班長	副班長		事業再建支援班長	副班長	義援金受入配分班長	副班長
統括調整員																															
被災者情報管理班長																															
副班長																															
避難者対策班長																															
副班長																															
災害ボランティア調整班長																															
副班長																															
生活再建支援班長																															
副班長																															
住宅確保対策班長																															
副班長																															
事業再建支援班長																															
副班長																															
義援金受入配分班長																															
副班長																															
統括調整員																															
避難者対策班長																															
副班長																															
住宅確保対策班長																															
副班長																															
災害ボランティア調整班長																															
副班長																															
生活再建支援班長																															
副班長																															
事業再建支援班長																															
副班長																															
義援金受入配分班長																															
副班長																															

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第45号

新潟県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県訓練手当支給規則(昭和44年新潟県規則第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号。以下「施行規則」という。)第2条第2項第1号、第3号から第8号の3まで及び第10号から第12号まで並びに施行規則附則第2条第1項第2号に掲げる者のいずれかに該当する求職者であつて、県内に所在する公共職業安定所の長(以下「安定所長」という。)の指示により、公共職業能力開発施設における<u>職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第1項の認定に係る職業訓練</u>を受けているものに対して支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(基本手当)</p> <p>第4条 基本手当は、前条の規定に該当する者(以下「支給対象者」という。)が<u>職業訓練</u>を受ける期間の日数に応じて支給する。ただし、支給対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間については、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(受給資格の申請及び認定等)</p> <p>第11条 訓練手当の支給を受けようとする者は、訓練手当受給資格認定申請書(別記第1号様式)(以下「認定申請書」という。)及び<u>職業訓練通校届</u>(別記第2号様式)(以下「通校届」という。)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第2号様式(第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td><u>職業訓練通校届</u></td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table>	<u>職業訓練通校届</u>	(略)	(略)	(略)	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号。以下「施行規則」という。)第2条第2項第1号、第3号から第8号の3まで及び第10号から第12号まで並びに施行規則附則第2条第1項第2号に掲げる者のいずれかに該当する求職者であつて、県内に所在する公共職業安定所の長(以下「安定所長」という。)の指示により、公共職業能力開発施設における<u>訓練</u>を受けているもの(以下「支給対象者」という。)に対して支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(基本手当)</p> <p>第4条 基本手当は、支給対象者が<u>公共職業訓練</u>を受ける期間の日数に応じて支給する。ただし、支給対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間については、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(受給資格の申請及び認定等)</p> <p>第11条 訓練手当の支給を受けようとする者は、訓練手当受給資格認定申請書(別記第1号様式以下「認定申請書」という。)及び<u>公共職業訓練通校届</u>(別記第2号様式)(以下「通校届」という。)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第2号様式(第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td><u>公共職業訓練通校届</u></td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table>	<u>公共職業訓練通校届</u>	(略)	(略)	(略)
<u>職業訓練通校届</u>									
(略)									
(略)									
(略)									
<u>公共職業訓練通校届</u>									
(略)									
(略)									
(略)									

第2条 新潟県訓練手当支給規則の一部を次のように改正する。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式(第12条関係)

訓練手当支給申請書(年 月分)

年 月 日

様

住所
申請者 氏名 ㊟

訓練手当の支給を下記のとおり申請します。

① 訓練が行われなかった日		④ 備 考	※訓練生出席簿照合済
② 訓練を受けなかった日	疾病・負傷による場合		
	やむを得ない理由による場合 やむを得ない理由がない場合		
③ 家族と別居して寄宿していない日			
手 当 区 分	日 数	日 額 (月 額)	金 額
⑤ 基本手当			
⑥ 技能習得手当	(1) 受講手当		
	(2) 通所手当		
⑦ 寄宿手当			
⑧ 合計金額			㊟

訓練施設による受講証明									
右のカレンダーに該当する印を付けてください。									
(1) 訓練が行われなかった日 =印(取消線)									
(2) 訓練を受けなかった日 ×印									
		月	1	2	3	4	5	6	7
			8	9	10	11	12	13	14
			15	16	17	18	19	20	21
			22	23	24	25	26	27	28
			29	30	31				
特記事項									
上記の記載事実誤りのないことを証明する。									
年 月 日									
訓練施設の長の氏名 ㊟									

- 注 1 ①欄から③欄までは該当する日を記入すること。
 2 ④欄は①欄から③欄までの日数について具体的な事情、その他必要な事項を記入すること。
 3 訓練施設の長の証明欄は、新潟県立職業能力開発校の施設内において行う訓練以外の場合に使用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



◎新潟県告示第1293号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書きの規定により、原巻、弥彦、船岡山・山本山、成田山、柏崎港、米山及び中頸城海岸鳥獣保護区(平成14年10月新潟県告示1986号)の存続期間を次のとおり更新する。

平成24年10月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 原巻鳥獣保護区

(1) 区域

胎内市関沢（旧中条町大字関沢字才の神）地内の才の神橋を起点とし、市ノ沢林道に沿って南東に進み、中条小学校学校林標柱に至り、ここから峰境を進み中ノ沢林道に至る。ここからさらに同林道を北に進み、堤を経て起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、市街地に残された樹林帯であり、キジバト、ヒヨドリをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定して当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

2 弥彦鳥獣保護区

(1) 区域

新潟市西蒲区間瀬地内の坂本川左岸の日本海汀線との接点を起点とし、ここから坂本川を間瀬橋西詰までさかのぼって国道402号線と県道新潟五泉間瀬線との三叉路に入り、県道新潟五泉間瀬線を東に進み樋曾地内で市道岩室温泉樋曾線との交差点に至る。ここから市道岩室温泉樋曾線を南に進み岩室地内で県道新潟寺泊線との三叉路に至る。ここから県道新潟寺泊線を南に進み石瀬及び金池を経て弥彦村に入り、県道吉田弥彦線の交差点を過ぎ、走出を経て観音寺地内で県道弥彦岩室線とのT字路に至る。ここから県道弥彦岩室線を西に進み、猿ヶ馬場を経てさらに進み、長岡市寺泊との境界線に至る。ここから同市境界線を南に進み、信濃川を横切り渡部鳥獣保護区との境界線を進み渡部地内で県道新潟寺泊線に至る。ここから同県道を西に進み市道寺泊100号線との三叉路に至る。ここから市道寺泊100号線を西に進み、白岩地内で新島崎川の左岸に至る。ここから同左岸を海岸に向かって進み日本海汀線に至る。ここから汀線を北に進み大河津分水路河口、野積海岸、女釜、獅子ヶ鼻及び崖松を経て起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、県民が野鳥との触れ合いの場として利用する新潟県野鳥の森があるなど、林相が豊かな地域であり、クロツグミ、ウグイスをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

3 船岡山・山本山鳥獣保護区

(1) 区域

小千谷市本町地内の国道291号線と市道本町山本線の交点を起点とし、ここから同市道を南に進み、山本地内の国道117号線との交点を通過し、市道山本山観光道路線に至る。ここから同市道を南東に進み、J R 山本調整池に至り、さらにJ R 山本第2調整池東岸沿いを進み、市道池ヶ原山本線の交点に至る。ここから同市道を南西に進み、市道谷内西中線に至る。ここから同市道を西に進み、市道谷内外郭線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道栄町四ツ子線に至る。ここから同市道を南西に進み、主要地方道小千谷十日町津南線に至る。ここから同主要地方道を北に進み、国道117号線との交点を通過し、市道川岸船岡外回り線に至る。ここから同市道を北西に進み、市道上ノ山8号線の交点に至る。ここから同市道を南西に進み、国道117号線の交点に至る。ここから同国道を北西に進み、県道法坂姉木線の交点に至る。ここから同県道を西に進み、時水地内で市道山谷吉谷線の交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道時水8号線の交点に至る。

る。ここから同市道を北西に進み、市道7号線の交点に至る。ここから同市道を東に進み、市道山谷吉谷線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、国道291号線に至る。ここから同国道を東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、ヒマラヤスギ、モミ等の針葉樹林やシラカシ等の照葉樹林など林相の変化に富む地域であり、区域南側は、遊歩道・展望台等も整備されている山本山（336メートル）の山麓及び田園地帯、JR信濃川発電所の人工池からなり、長岡東山山本山県立自然公園と隣接している。また、JRの人工池にはガン・カモ類を中心に毎年数千羽の水鳥が飛来し、山麓には、タヌキ・キツネの獣類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

4 成田山鳥獣保護区

(1) 区域

魚沼市小出地内の主要地方道小出奥只見線小出橋東詰を起点とし、国道352号線を東に進み主要地方道小出奥只見線との分岐点に至る。ここから同主要地方道を南に進み佐梨川橋に至り、同橋を渡って佐梨川左岸に至り、さらに同川左岸を上流に進み国道17号線新佐梨橋に至る。ここから同国道を南に進み中原地内で新大池川橋を渡り大沢川左岸に至り、さらに同川左岸を下流に進み魚野川との合流点に至る。ここから魚野川右岸を下流に進み県道浦佐小出線青島大橋東詰に至る。ここから同県道を西に進み小出高校前交差点に至り、さらに西に市道を直進し県道五箇小出線との分岐点に至る。ここから同県道を北東に約150メートル進んだ四又路から広域農道を北西に約50メートル進み赤子沢川に至り、さらに沢沿いに上流に進み旧堀之内町との境界に至る。ここから境界を北に進み県道堀之内小出線に至る。ここから同県道を東に進みJR上越線新四日町踏切に至り、同踏切を渡り魚野川左岸に至る。ここからJR上越線沿線を上流に進みJR只見線に至り、さらに只見線沿いに北に進み県道下倉小出線に至る。ここから同県道を南東に進み国道352号線に至り、さらに同国道を南に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該区域は、一級河川魚野川及び佐梨川の合流点を中心とする地域である。魚野川左岸側一帯は、ミズナラの低木やスギ等からなる林野で、河川敷内には、マコモ、ヨシ、ガマ、ヤナギ等が茂っている。鳥獣にとっては、森林から水場・都市近郊まで多様な生息環境があり、それぞれに適応した多くの鳥獣が生息している。また、野鳥愛護団体（小出野鳥の会）による探鳥会等の野鳥保護活動も盛んであり、区域内には県愛鳥モデル校である小出中学校もあることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護と観察及び環境教育・学習の場として活用を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

5 柏崎港鳥獣保護区

(1) 区域

柏崎市松波地内の松浜中学校前を起点とし、ここから国道352号線を南西に進み、安政橋を渡り、安政町、北園町、栄町、学校町を経て市道柏崎1-1号線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、東港町、西港町を経て、西本町三丁目地内にて県道黒部柏崎線との交点に至る。ここから同県道を南東に進み、鶴川橋に至る。ここから同国道を西に進み鯨波地内で前川に架る前川橋に至り、さらに前川左岸を下流に進み日

本海に至る。ここから日本海江線を北東に進み、番神岬、柏崎港突堤、鵜川河口及び鯖石川河口を経て松浜中学校地先の海岸に至る。ここから東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、海岸部及び丘陵地に「潮風」及び「赤坂山」の2つの都市公園を有する地域であり、多種多様な鳥類100種類以上が生息し、希少鳥類のハヤブサも確認できる。また、渡りの時期にも海岸線を移動する多くの種類・数の野鳥を確認でき、安政町悪田自然緑地は「環境省2級鳥類観測ステーション」に指定されている。そして、渡り鳥の生態を調べる標識調査が継続して行われており、鳥獣保護区として存続を図る必要がある。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用しながら管理を図る。

6 米山鳥獣保護区

(1) 区域

上越市柿崎区峠地内の小村峠を起点とし、ここから県道柿崎小国線を南西に進み、通称黒岩大用水路に至る。ここから用水路に沿って山すそを西に進み、北黒岩地内で農道城山裏線に至る。ここから同農道を北に進み農道終点から城山(478メートル)の東側沢筋を通り、猿毛川支流を渡り同本流に達し、北水野林道に至る。ここから同林道をさらに西に進み、通称西の峠から水野地内の天然寺裏山すそを経て米山登山道に至る。ここから同登山道を北に進み、通称出会を経て下牧経由の登山道との合流点から同登山道を西に下り農道石原線に至り、ここから同農道を北に進んで平沢川の上流に至る。ここから同河川を南西に下り、本流との合流点から農道小萱平沢線に入って北に進み小萱集落に至る。ここから上越市柿崎区道上の平線を北東に進み、柏崎市地内に入って大平地内で旧大平小学校前から米山林道に入り、約3,550メートル山頂に向かって進み、柏崎市大字大平字奥山内の保安林のカーブから北東に下り、米山登山道吉尾コースに至る。ここから小杉の通称前山(607.5メートル)に向かって尾根づたいに進み、さらに前山から通称赤岩山へ向かって尾根づたいに南東に進み、旧白蛇の池米山登山道に至る。ここから同登山道を北東へ進み、柏崎市谷根ダムに至る。ここから谷根川を上流に進み、柏崎市赤岩ダムを経てさらに上流に進み、上越市柿崎区との境界線の一本木に至り、ここから同境界線を南東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は佐渡弥彦米山国定公園を区域に含み、森林地帯に生息する鳥類の重要な繁殖地である。また、この地域に隣接してミサゴ、ハヤブサの繁殖地があり、鳥獣保護区として存続させる必要がある。

ウ 管理方針

定期的に巡視をするなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれ合いの場、環境教育、学習の場として活用しながら管理を図る。

7 中頸城海岸鳥獣保護区

(1) 区域

上越市柿崎区地内の石子川河口左岸を起点とし、ここから同左岸を上流に進み国道8号線に至る。ここから同国道を南西に進み、直海浜地内でJR信越線に至る。ここから同線に沿って南西に進み、大潟区雁子浜地内で市道大潟7号線との交差点に至り、ここから同市道を南に約150メートル進み農道に至る。ここから同農道を北東に進み柿崎区との境界を通過し、市道上下浜長峰線に至り、さらに東に進み市道上下浜内雁子線との交差点に至る。ここから同市道を南東に進み大潟区内雁子地内で市道大潟1号線に至り、ここ

から同市道を朝日池の湖岸に沿って西に進み主要地方道大潟・高柳線に至る。ここから同主要地方道を南に進み市道大潟2号線に至る。同市道に入るとすぐに「新潟県立大潟水と森公園」の区域に至る。ここから同県立公園の区域界に沿って西に進み、同県立公園内の「丸山古墳」南端で右に折れ、ここから同県立公園区域界を北西に進む。北陸自動車道付近で同県立公園区域界が陸地に入るため、ここから鶴の池湖岸を北西に進み北陸自動車道に至る。ここから同自動車道南側に沿って北東に進み主要地方道大潟・高柳線に至る。ここから同主要地方道を西に進み潟町地内でJR信越線に至り、ここから同主要地方道に沿って南西に進みJR北陸線との分岐点に至る。ここからJR北陸線を西に進み、上越市国府地内で県道春日山城直江津線との交点に至る。ここから同県道を北に進み市道国府1丁目3号線との交差点に至り、ここから同市道を西に進み市道蓮池公園線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み市道五智6丁目環状線に至り、さらに北に進み居多浜で日本海汀線に至る。ここから汀線を北東に進み、直江津、大潟、柿崎の各海岸を経て起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、海岸線を移動する鳥類にとって重要な渡りのコースであり、希少鳥類のオジロワシ等も観察されている。また、朝日池、鶴の池はマガン、ヒシクイのガン類、カモ類、ハクチョウ類の越冬地として重要であることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保に資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

◎新潟県告示第1294号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成24年10月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 名 称 県立新発田病院
- 2 所 在 地 新発田市本町1丁目2番8号
- 3 有効期間 平成24年11月1日から
平成27年10月31日まで

◎新潟県告示第1295号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年10月30日

新潟県上越地域振興局長

- 1 保安林の所在場所
新潟県上越市柿崎区直海浜字鳶山1567の314、1567の315、1567の316、1567の317、1567の535、1567の537、1567の539、1567の541、1567の543
- 2 指定の目的
飛砂の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県上越地域振興局農林振興部及び上越市役所に備え置いて

縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1296号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年10月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林の所在場所

新潟県上越市浦川原区真光寺字倉下 913 から 919 まで、920 の 1、920 の 2、920 の子、921 の 1、921 の 2、922 から 927 まで、928 の 1、928 の 2、929、930、930 の子、930 の丑、931、横住字堂地 1147 の 1、1147 の 2、1148 から 1156 まで、1160 から 1166 まで、1166 の子、1166 の丑、1167 から 1169 まで、1170 の 1、1170 の 2、1171、1175、1176

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1297号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年10月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林の所在場所

新潟県上越市牧区吉坪字木戸道 117 から 119 まで、121、125、字家ノ向 142、149 の 1、149 の 3、150 の 1、150 の 2、151 の 1、151 の 2、152 の 1、152 の 2、153 から 157 まで、157 の 1、158、162 から 167 まで、字中林 198 から 205 まで、字下山 399 から 401 まで、字北畑ケ 402、403 の 1、403 の 2、404 の 1 から 404 の 3 まで、405 から 408 まで、字松沢 490、491、493、493 の子、494

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1298号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、胎内市の胎内川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年10月30日

新潟県新発田地域振興局長

1 退 任

監事 胎内市下館 1416 番地 2 錦織 作雄

退任年月日 平成24年10月8日

◎新潟県告示第1299号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新潟市の豊栄土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年10月30日

新潟県新発田地域振興局長

1 退任

理事 新潟市北区上堀田4698番地 長谷川 彰

退任年月日 平成24年10月16日

◎新潟県告示第1300号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する第18条第16項の規定により、上越市の関川地区土地改良区連合から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成24年10月30日

新潟県上越地域振興局長

1 就任

理事 上越市板倉区針414番地 瀧澤 純一
(理事長)

〃 〃 大字稲5番地 牧繪 一義

〃 妙高市広島1丁目14番1号 宮腰 辰夫

〃 上越市大字横曾根54番地 永井 紘一

〃 妙高市大字北条646番地 東條 龍雄

監事 上越市清里区馬屋684番地 安本 榮一

〃 〃 三和区川浦504番地 下鳥 芳男

〃 〃 大字島田下新田32番地2 滝本 一雄

就任年月日 平成24年10月18日

2 退任

理事 上越市板倉区針414番地 瀧澤 純一
(理事長)

〃 〃 大字稲5番地 牧繪 一義

〃 妙高市広島1丁目14番1号 宮腰 辰夫

〃 上越市大字横曾根54番地 永井 紘一

〃 妙高市大字北条646番地 東條 龍雄

監事 上越市清里区馬屋684番地 安本 榮一

〃 〃 三和区川浦504番地 下鳥 芳男

〃 〃 大字島田下新田32番地2 滝本 一雄

退任年月日 平成24年3月31日

◎新潟県告示第1301号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、十日町市の十日町土地改良区の定款の変更を平成24年10月22日認可した。

平成24年10月30日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第1302号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、胎内市の一部を受益地域とする県営本条地区区画整理(県営ほ場整備「担い手育成型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月30日

新潟県新発田地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成24年10月31日から平成24年11月28日まで

3 縦覧に供する場所

胎内市役所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求することができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1303号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、上越市を地域とする県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業中江北部第1地区に係る換地処分をした。

平成24年10月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

◎新潟県告示第1304号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により定めた県営区画整理・農業用排水施設整備（中山間地域総合整備）事業に係る換地計画を変更したので、平成24年10月31日から平成24年11月28日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	吉田（樽沢第1）	変更換地計画書の写し	十日町市役所

- 1 この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- 2 この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1305号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成24年度地籍調査事業計画（平成24年9月14日新潟県告示1132号）を次のとおり変更する。

平成24年10月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第06-14計画区・第06-15計画区・第02-22-1計画区・第05-16計画区・第03-19-3計画区・第03-20-2計画区・第09-19計画区・第14-11-1計画区・第09-11-1計画区及び第14-12-1計画区	平成24年5月1日から平成25年3月31日まで
長岡市	長岡市の川口北計画区	〃
新発田市	新発田市の第2計画区	〃

小千谷市	小千谷市の第24計画区及び第25計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第1計画区・市街第2計画区・市街第3計画区・市街第4計画区・市街第5計画区・吉田第1-1計画区・吉田第1-2計画区・吉田第1-3計画区・吉田第2-1計画区・吉田第3-1計画区及び吉田第3-2計画区	〃
見附市	見附市の第1計画区及び第2計画区	〃
村上市	村上市の第34計画区(山北)・第35計画区(山北)・第36計画区(山北)・第32-2計画区(山北)・第26計画区(朝日)・第28計画区(朝日)・第28-3計画区(朝日)・第26計画区(神林)・第27計画区(神林)・第29計画区(神林)第30計画区(神林)・村上計画区(村上)及び村上計画区(山北)	〃
燕市	燕市の第34計画区・第35計画区・第36計画区及び第37計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第17計画区・第18計画区及び第20計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第31計画区・第32計画区・第33計画区・第34計画区及び第35計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第47計画区・第48計画区及び第64計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第7計画区・第8計画区・第41-2計画区・第S8計画区・第S9計画区・第S14計画区・第S16計画区及び第S17計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第4計画区・第5計画区・第6計画区・第7計画区及び南魚沼市計画区	〃
胎内市	胎内市の第39計画区・第41計画区及び第42計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第32計画区・第33計画区及び第34計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第1計画区・第2計画区・第5-1計画区・第6-1計画区及び旧三川村計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第063計画区・第101計画区・第102-1計画区及び第102-2計画区	〃

刈羽村	刈羽村の第05－1計画区・第05－2計画区・第06－1計画区・第06－2計画区・第07－1計画区・第07－2計画区・第08計画区及び第09計画区	〃
関川村	関川村の第12－1計画区・第13－1計画区・第14－1計画区及び関川計画区	〃
粟島浦村	粟島浦村の第6－3計画区	〃

◎新潟県告示第1306号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成24年10月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
新潟市	新潟市の地籍図及び地籍簿 江南区平山、小杉、藤山、松山の各一部
新潟市	新潟市の地籍図及び地籍簿 江南区藤山二丁目の一部
北蒲原郡聖籠町	聖籠町の地籍図及び地籍簿 大字蓮潟の一部

2 認証年月日

平成24年10月22日

◎新潟県告示第1307号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部 北陸新幹線建設局長より次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年10月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 作業種類 公共測量（空中写真撮影 デジタル）
- 作業期間 平成24年9月11日から平成25年6月10日まで
- 作業地域 上越市、糸魚川市、妙高市

◎新潟県告示第1308号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、新発田市長より次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年10月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 作業種類 公共測量（座標補正）
- 作業期間 平成24年10月22日から平成24年11月30日まで
- 作業地域 新発田市豊町 他 地内

◎新潟県告示第1309号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 河川部河川計画課長より次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年10月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(砂防計画のため)
- 2 作業期間 平成24年10月6日から平成25年3月15日まで
- 3 作業地域 魚沼市内

◎新潟県告示第1310号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年10月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越安塚浦川原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市安塚区松崎字北坂265番1から 同市安塚区松崎字道管377番まで	新	9.8~14.8メートル	205.9メートル
	旧	8.4~13.0メートル	205.9メートル

◎新潟県告示第1311号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年10月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 上越安塚浦川原線
- 2 供用開始の区間
上越市安塚区松崎字北坂265番1から同市安塚区松崎字道管377番まで
- 3 供用開始の期日 平成24年10月30日

◎新潟県告示第1312号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年10月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
川上沢地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
越又南地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
越又川地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流

小金原沢地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
裏乃沢川地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
金沢地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
袴越地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
大中沢地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
越又地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
越又地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	地すべり
十二沢地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大石下地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大石上地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白椏上地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白椏下地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田代地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
十二沢(1)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大石下(1)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大滝地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
十二沢地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
ツメタ沢(1)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
ツメタ沢(2)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
ノズキン沢地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
堰之沢(1)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
堰之沢(2)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
田代(3)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
田代(2)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
一本柱地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流

白楯平地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
イドノ沢地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
ウラン沢地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
大石上地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
大滝地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
田代(1)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
小松平地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
小平尾(1)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小平尾(7)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小平尾(2)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小平尾(3)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小平尾(4)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小平尾(5)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小平尾(6)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小太郎沢地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
外山地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外山(1)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外山沢地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
外山地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
水上沢地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
外山地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
原ヶ崎新田地区	南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田	次の図のとおり	土石流

中山地区	南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向山地区	南蒲原郡田上町大字吉田新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山沢地区	南蒲原郡田上町大字吉田新田	次の図のとおり	土石流
トドメキ地区	南蒲原郡田上町大字吉田新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一区地区	南蒲原郡田上町大字羽生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
梅ノ木地区	南蒲原郡田上町大字羽生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虎ヶ石地区	南蒲原郡田上町大字羽生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中ツル根地区	南蒲原郡田上町大字羽生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中の沢地区	南蒲原郡田上町大字羽生田	次の図のとおり	土石流
一の沢地区	南蒲原郡田上町大字羽生田	次の図のとおり	土石流
今滝二の沢地区	南蒲原郡田上町大字羽生田	次の図のとおり	土石流
羽生田(1)地区	南蒲原郡田上町大字羽生田	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平谷地区	上越市名立区平谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢内川地区	上越市名立区平谷	次の図のとおり	土石流
折戸地区	上越市名立区折戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御堂地谷地区	上越市名立区折戸	次の図のとおり	土石流
折居地区	上越市名立区折居	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
引沢川地区	上越市名立区折居	次の図のとおり	土石流
伝上地区	上越市名立区折居	次の図のとおり	土石流
前川地区	上越市名立区折居	次の図のとおり	土石流
伝上地区	上越市名立区折居	次の図のとおり	地すべり
前田川地区	上越市名立区池田	次の図のとおり	土石流

池田地区	上越市名立区池田・峠	次の図のとおり	地すべり
森地区	上越市名立区森	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺の谷地区	上越市名立区森	次の図のとおり	土石流
森川地区	上越市名立区森	次の図のとおり	土石流
森地区	上越市名立区森	次の図のとおり	地すべり
北の入川地区	上越市名立区桂谷	次の図のとおり	土石流
桂谷地区	上越市名立区桂谷	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

4 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
青木町地区	長岡市青木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青木町(2)地区	長岡市青木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1313号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年10月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
川上沢地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
越又南地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小金原沢地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
十二沢地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大石下地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大石上地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

白楯上地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白楯下地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田代地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大滝地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ツメタ沢(1)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
ノズキン沢地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
堰之沢(1)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
堰之沢(2)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
小平尾(1)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小平尾(7)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小平尾(2)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小平尾(3)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小平尾(4)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小平尾(5)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小平尾(6)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外山地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外山(1)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
外山沢地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流
水上沢地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
原ヶ崎新田地区	南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田	次の図のとおり	土石流
向山地区	南蒲原郡田上町大字吉田新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

中山沢地区	南蒲原郡田上町大字吉田新田	次の図のとおり	土石流
梅ノ木地区	南蒲原郡田上町大字羽生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虎ヶ石地区	南蒲原郡田上町大字羽生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中ツル根地区	南蒲原郡田上町大字羽生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中の沢地区	南蒲原郡田上町大字羽生田	次の図のとおり	土石流
今滝二の沢地区	南蒲原郡田上町大字羽生田	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平谷地区	上越市名立区平谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
折戸地区	上越市名立区折戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
御堂地谷地区	上越市名立区折戸	次の図のとおり	土石流
折居地区	上越市名立区折居	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前田川地区	上越市名立区池田	次の図のとおり	土石流
森地区	上越市名立区森	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて縦覧に供する。)

4 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
青木町地区	長岡市青木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
青木町(2)地区	長岡市青木町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況について

平成23年度企業会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定によりその内容を公表する。

平成24年10月30日

新潟県監査委員	山	田	修
新潟県監査委員	西	川	洋吉
新潟県監査委員	大	淵	健
新潟県監査委員	石	上	和男

企業会計

部局名	監査の結果	措置の内容
病院局	<p>【妙高病院】 過年度未収金について、決算日現在110件2,048,927円が未納となっていた。 金額が増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>【中央病院】 過年度未収金について、決算日現在3,378件81,176,438円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収方法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>【十日町病院】 過年度未収金について、決算日現在458件13,349,556円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p>	<p>過年度未収金については、各セッションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底や、法的措置の検討などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セッションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底や、法的措置の検討などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託することに加え、民間事業者に未収金対応業務の一部を委託して、早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、平成19年度からクレジットカードによる収納を開始しており、また、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セッションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底や、法的措置の検討などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、</p>

	<p>【六日町病院】 過年度未収金について、決算日現在581件16,796,589円が未納となっていた。 金額が増加しているの、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>【小出病院】 過年度未収金について、決算日現在1,629件33,909,738円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているの、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>【精神医療センター】 過年度未収金について、決算日現在902件16,749,839円が未納となっていた。 金額が増加しているの、具体的な回収方法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p>	<p>確実な回収を図ってまいります。 さらに、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底や、法的措置の検討などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、早期収納に努めてまいります。 また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。 さらに、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底や、法的措置の検討などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託することに加え、民間事業者に未収金対応業務の一部を委託して、早期収納に努めてまいります。 また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。 さらに、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底や、法的措置の検討などに努めるとともに、組織的かつ綿密な徴収により、早期収納に努めてまいります。 また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。 さらに、身元引受人への納入要請及び</p>
--	--	---

入院患者1名が負傷するという事件が発生した。

第三者調査委員会による報告書では、事実関係の調査及び原因分析に基づき病院の組織風土についての課題が指摘され、様々な提言も行われている。

今後このようなことが起きないよう提言等に基づき県民から信頼される病院づくりを検討されたい。

【加茂病院】

過年度未収金について、決算日現在398件6,264,368円が未納となっていた。

未納額の早期収納に努められたい。

【津川病院】

過年度未収金について、決算日現在282件3,834,012円が未納となっていた。

件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策

連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。

病院で検討した再発防止策に加え、第三者調査委員会の調査結果で示された課題等を踏まえ、以下のような再発防止策をまとめ、実行している。

- (1) 組織風土の改革
 - ・職員提案方法の改善
 - ・職員研修の拡充
 - ・職員に対するメンタルケアの充実
 - ・医療安全推進指針の改正
 - ・患者からの意見、投書の運用改善
- (2) 医療現場の改革
 - ・患者担当を個人からチーム制へ変更
 - ・主治医と看護師による月2回の意見交換の徹底
 - ・患者との信頼関係の再構築
 - ・接遇カード運動の拡大
 - ・包括的暴力防止プログラムの取組拡充
 - ・看護部長、師長による病棟内巡視の強化
- (3) 院内設備の整備
 - ・監視カメラの設置増大
 - ・電子錠による病棟出入り
- (4) 病院改革検討チームの発足

過年度未収金については、各セッションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底や、法的措置の検討などにより、早期収納に努めてまいります。

また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。

過年度未収金については、各セッションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底や、法的措置の検討などにより、早期収納に努めてまいります。

また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加して

<p>についても一層強化されたい。</p> <p>【吉田病院】</p> <p>1 過年度未収金について、決算日現在675件16,537,196円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>2 機器保守点検業務委託について、経費執行何の決定をせずに未契約のまま一部支出したものがあつた。 病院局財務規程に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【がんセンター新潟病院】</p> <p>1 過年度未収金について、決算日現在1,385件34,288,598円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>2 行政財産（建物、土地）の目的外使用許可に係る使用料について、平成22年度監査におい</p>	<p>いることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。</p> <p>1 過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底や、法的措置の検討などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。</p> <p>2 病院局財務規程を遵守し適正な事務処理を行うとともに、支出調書の決裁の際には、契約が締結されているかの確認を行ってまいります。</p> <p>1 過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底や、法的措置の検討などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、平成20年度からクレジットカードによる収納を開始しており、また、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。</p> <p>2 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の決定伺い及び調定手続きについては、収入を得るための重要な行為である</p>
--	---

<p>て注意を受けたにもかかわらず、平成23年度監査においても改善されておらず、調定手続が遅延していた。</p> <p>2年続けて遅延したことの原因について十分に検証し、適時に調定手続を行われたい。</p> <p>【新発田病院】</p> <p>過年度未収金について、決算日現在2,907件82,610,716円が未納となっていた。</p> <p>未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>【坂町病院】</p> <p>過年度未収金について、決算日現在558件11,037,860円が未納となっていた。</p> <p>件数、金額とも増加しているので、具体的な回収方法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p>	<p>という意識を課内で徹底するとともに、今後は病院局財務規程を遵守し、遅延が生じないように努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底や、法的措置の検討などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託することに加え、平成21年度から未収金徴収嘱託員を配置しており、早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、平成20年度からクレジットカードによる収納を開始しており、また、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底や、法的措置の検討などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納者が増加していることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めてまいります。</p>
---	--

教育委員会公告

平成25年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒の入学者選考について（公告）

平成25年4月県立特別支援学校の幼稚部及び高等部に入学の幼児・生徒の選考を次により行う。

平成24年10月30日

新潟県教育委員会 教育長 高井 盛雄

1 募集幼児・生徒数 10月30日付け県報で公告

2 出願資格

幼稚部及び高等部に入学を出願することができる者は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度で、次に掲げる者とする。

(1) 盲学校、聾学校幼稚部

ア 平成19年4月2日から平成22年4月1日までの間に生まれた者

(2) 特別支援学校高等部（盲・聾・肢体不自由・病弱）全日制の課程

ア 普通学級を希望する者は、平成25年3月に特別支援学校の中学部及び中学校を卒業する見込みの者又は卒業した者

イ 重複障害学級を希望する者は、平成25年3月に特別支援学校の中学部重複障害学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

ウ 訪問教育学級を希望する者は、平成25年3月に特別支援学校の中学部訪問教育学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

エ 学校教育法施行規則第95条の各号の一に該当する者

オ 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

(3) 特別支援学校高等部（知的障害：職業、普通、重複障害、訪問教育学級）全日制の課程

ア 職業学級を希望する者

(7) 平成25年3月に特別支援学校中学部（知的障害）及び中学校の特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）を卒業する見込みの者又は卒業した者

(4) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

(5) 将来一般就労等を目指す者

(6) 公共交通機関等を利用して、自力通学が可能な者

イ 普通学級を希望する者

(7) 平成25年3月に特別支援学校中学部（知的障害）及び中学校の特別支援学級（知的障害、自閉症・情緒障害）を卒業する見込みの者又は卒業した者

(4) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

ウ 重複障害学級を希望する者

(7) 平成25年3月に特別支援学校中学部（知的障害）の重複障害学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

(4) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

エ 訪問教育学級を希望する者

(7) 平成25年3月に特別支援学校中学部（知的障害）の訪問教育学級を卒業する見込みの者又は卒業した者

(4) 上記以外で、受検を希望し県教育委員会と協議して認められた者

3 出願

出願は、一人につき1校1学科（新潟県公立特別支援学校高等部及び新潟県公立高等学校を含む。）

4 出願手続、面接及び合格者の発表

(1) 入学願書の受付期間

平成25年1月21日（月）から1月25日（金）まで、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 提出書類

入学願書、調査書、健康診断書、推薦書（知的障害：職業学級）等、出願先の学校で必要とするもの。

(3) 出願状況の公表

入学願書締切り後、各学校（総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については各事務局校）で発表する。

(4) 志願変更

平成25年1月28日（月）から2月1日（金）まで、志願変更先の学校（事務局校）で受付を行う。

(5) 面接の期日

平成25年2月8日（金）

(6) 合格者の発表

平成25年2月14日（木）までに行う。

(7) 入学願書の受付、面接及び合格者の発表は、出願先の学校（総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については各事務局校等）で行う。

5 欠員補充による2次募集

選考終了後、幼稚部各学級及び高等部普通学級の定員に欠員が生じた場合に実施する。なお、2次募集の実施については、平成25年2月26日（火）に県教育委員会が発表する。

(1) 出願資格、出願及び出願手続

ア 第1次選考における出願資格、出願及び出願手続と同様とする。総合選考を行う新潟学区、五泉阿賀野学区、三条地区、高田学区については、2次募集の実施校に直接出願する。

イ いずれの特別支援学校高等部又は高等学校（公立、私立）にも合格していない者とする。

なお、「いずれの各学校にも合格していない者」には、特別支援学校高等部又は高等学校（県内外、公立、私立を問わない）への入学を辞退した者は含まれない。

(2) 出願期間

平成25年3月11日（月）から3月14日（木）まで（土・日曜日を除く）、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(3) 面接の期日

平成25年3月15日（金）

(4) 結果の発表

平成25年3月19日（火）までに各学校で行う。

6 その他

(1) 校長は、選考終了後保護者の転勤等正当な事由で入学を希望する者があった場合、当該者が幼稚部教育又は高等部教育を受けることができると判断され、原則として学校の定員に余裕があるときは、入学を許可することができる。

(2) 特別支援学校高等部（知的障害：普通・重複障害学級）において、学区内に高等部が複数ある場合は、通学の利便性及び自力通学の可否を考慮して入学者を選考する。

(3) 入学者募集要項の実施細目については、校長が定める。

(4) 入学募集の詳細については、新潟県教育委員会が定める「平成25年度新潟県立盲学校・聾学校幼稚部入学者募集要項」及び「平成25年度新潟県立特別支援学校高等部入学者募集要項」による。

平成25年度県立特別支援学校幼稚部及び高等部の幼児・生徒募集について（公告）

平成25年4月県立特別支援学校の幼稚部の3歳児・4歳児・5歳児及び高等部の第1学年に入学の生徒を次により募集する。

平成24年10月30日

新潟県教育委員会 教育長 高井 盛雄

1 幼稚部募集

No.	県立学校の名称		位置	募集学級			募集定員
	本校名	分校・学級名					
1	新潟県立新潟盲学校		新潟市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人

2	新潟県立新潟聾学校		新潟市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人
3	新潟県立長岡聾学校		長岡市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人
		高田分校	上越市	3歳児	4歳児	5歳児	若干人

2 高等部募集（盲・聾・肢体不自由・病弱）

No.	県立学校の名称		位置	課程等	学科	募集学級	募集定員
	本校名	分校・学級名					
1	新潟県立 新潟盲学校		新潟市	全日制の 課程	普通	普通1学級	8人
						重複	若干人
					保健理療	1学級	8人
2	新潟県立 新潟聾学校		新潟市	全日制の 課程	普通	普通1学級	8人
						重複	若干人
3	新潟県立 長岡聾学校		長岡市	全日制の 課程	産業技術	普通1学級	8人
						重複	若干人
				専攻科	産業	1学級	8人
4	新潟県立 東新潟特別支援学校		新潟市	全日制の 課程	普通	普通2学級	16人
						重複	若干人
						訪問	若干人
5	新潟県立 はまぐみ特別支援学校		新潟市	全日制の 課程	普通	重複	若干人
						訪問	若干人
6	新潟県立 上越特別支援学校		上越市	全日制の 課程	普通	普通1学級	8人
						重複	若干人
						訪問	若干人
7	新潟県立 吉田特別支援学校		燕市	全日制の 課程	普通	普通1学級	8人
						重複	若干人
						訪問	若干人
8	新潟県立 柏崎特別支援学校		柏崎市	全日制の 課程	普通	普通1学級	8人
						重複	若干人
						訪問	若干人

3 高等部募集（知的障害：職業学級）

No.	県立学校の名称		位置	課程等	学科	募集学級	募集定員
	本校名	分校・学級名					
1	新潟県立 江南高等特別支援学校		新潟市	全日制の 課程	普通	職業2学級	20人
2	新潟県立 吉川高等特別支援学校		上越市	全日制の 課程	普通	職業1学級	10人
3	新潟県立 月ヶ岡特別支援学校		三条市	全日制の 課程	普通	職業1学級	10人

4 高等部募集（知的障害：普通・重複・訪問学級）

No.	県立学校の名称		位置	課程等	学科	募集学級	募集定員
	本校名	分校・学級名					
1	新潟県立新潟聾学校	知的障害 普通学級	新潟市	全日制の 課程	普通	普通2学級	20人
2	新潟県立長岡聾学校	知的障害 普通学級	長岡市	全日制の 課程	普通	普通1学級	10人
3	新潟県立 江南高等特別支援学校		新潟市	全日制の 課程	普通	普通3学級	30人
						重複	若干人
		川岸分校	新潟市	全日制の 課程	普通	普通3学級	30人

4	新潟県立 西蒲高等特別支援学校		新潟市	全日制の 課程	普通	普通4学級	40人
						重複	若干人
5	新潟県立 吉川高等特別支援学校		上越市	全日制の 課程	普通	普通1学級	10人
6	新潟県立 村上特別支援学校		村上市	全日制の 課程	普通	普通2学級	20人
						重複	若干人
						訪問	若干人
		いじみの 分校	新発田市	全日制の 課程	普通	普通1学級	10人
						重複	若干人
訪問	若干人						
7	新潟県立 駒林特別支援学校		阿賀野市	全日制の 課程	普通	普通1学級	10人
						重複	若干人
8	新潟県立 五泉特別支援学校		五泉市	全日制の 課程	普通	普通2学級	20人
						重複	若干人
						訪問	若干人
9	新潟県立 月ヶ岡特別支援学校		三条市	全日制の 課程	普通	普通3学級	30人
						重複	若干人
						訪問	若干人
10	新潟県立 小出特別支援学校		魚沼市	全日制の 課程	普通	普通2学級	20人
						重複	若干人
						訪問	若干人
		ふれあいの 丘分校	十日町市	全日制の 課程	普通	普通2学級	20人
						重複	若干人
訪問	若干人						
11	新潟県立 はまなす特別支援学校		柏崎市	全日制の 課程	普通	普通3学級	30人
						重複	若干人
						訪問	若干人
12	新潟県立 高田特別支援学校		上越市	全日制の 課程	普通	普通4学級	40人
						重複	若干人
						訪問	若干人
		ひすいの里 分校	糸魚川市	全日制の 課程	普通	普通1学級	10人
						重複	若干人
訪問	若干人						
13	新潟県立 佐渡特別支援学校		佐渡市	全日制の 課程	普通	普通2学級	20人
						重複	若干人
						訪問	若干人

※ 表中の「重複」「訪問」とは、それぞれ「重複障害学級」「訪問教育学級」のことである。